

令和8年（2026年）8月3日

8-9つくば市生ごみ資源化の在り方検討業務委託公募型プロポーザル
実施要領及び仕様書の一部訂正について

令和8年（2026年）7月27日付けで掲載した実施要領及び仕様書について、一部訂正がありました。

以下のとおり訂正内容を掲載いたしますので、御確認をお願いいたします。

1. 実施要領（下線部…削除箇所）

正	誤
9 提出書類の記載要領 (1)～(3) （省略） (4) 様式の記入上の注意 ア （省略） イ 企業状況表（様式2） ・商業・法人登記簿謄本に基づいて記載すること。 ・事業内容を補足する資料があれば、別途添付してもよい。	9 提出書類の記載要領 (1)～(3) （省略） (4) 様式の記入上の注意 ア （省略） イ 企業状況表（様式2） ・商業・法人登記簿謄本に基づいて記載すること。 <u>・必要事項を記入し、該当する部分に○をつけること。</u> ・事業内容を補足する資料があれば、別途添付してもよい。

2. 仕様書（下線部…削除箇所）

正	誤
第5節 管理技術者 1 （省略） 2 受託者は、3か月以上継続して雇用している管理技術者として技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項の規定による技術士で、同法第32条の規定による「衛生工学部門（廃棄物・資源循環）」又は「総合技術監理部門/衛生工学（廃棄物・資源循環）」の登録を受けている者を配置すること。（平成31年度技術士試験方法改正前に登録した者については、「廃棄物・資源循環」を「廃棄物管理」に読み替えるものとする。）	第5節 管理技術者 <u>及び照査技術者</u> 1 （省略） 2 受託者は、3か月以上継続して雇用している管理技術者として技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項の規定による技術士で、同法第32条の規定による「衛生工学部門（廃棄物・資源循環）」又は「総合技術監理部門/衛生工学（廃棄物・資源循環）」の登録を受けている者を配置すること。（平成31年度技術士試験方法改正前に登録した者については、「廃棄物・資源循環」を「廃棄物管理」に読み替えるものとする。） <u>なお、管理技術者と照査技術者の兼任はできない。</u>